

令和6年第12回武蔵村山市教育委員会定例会議事日程

令和6年12月20日（金）

午前9時30分開議

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第51号 事務の受任について
- 5 議案第52号 武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の申出について
- 6 議案第53号 武蔵村山市教育相談室事業運営規則の一部を改正する規則について
- 7 協議事項 令和7年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業（案）について
- 8 その他

協議事項
資料

議案第51号

事務の受任について

公の施設の管理運営に係る事務の受任について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年12月20日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池谷 光 二

(提案理由)

地方自治法第180条の2の規定に基づき、武蔵村山市防災食育センターの管理運営に係る事務について、受託する必要があるので、本案を提出します。

武 発 第 1 7 4 2 号
令 和 6 年 1 2 月 1 2 日

武蔵村山市教育委員会 殿

武蔵村山市長 山 崎 泰 大

事務の委任について（協議）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、下記の事務を貴委員会に委任したいので、協議します。

記

- 1 委任する事務
武蔵村山市防災食育センター（榎三丁目30番地の1）の管理運営
- 2 委任の方法
地方自治法第180条の2による事務委任
- 3 委任の始期
令和7年4月1日

議案第52号

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の申
出について

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例について、別紙
のとおり申出をするため、教育委員会の議決を求めます。

令和6年12月20日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

中部地区会館の会議室を庁舎に転用することに伴い、条例の一部改正の申出
をする必要があるので、本案を提出します。

武 教 発 第 号
令 和 6 年 1 2 月 日

武蔵村山市長 山崎 泰大 殿

武蔵村山市教育委員会

市長部局所管の条例の制定について（申出）

このことについて、市長部局所管の条例の制定を下記のとおり整備する
必要が生じたので、所要の事務手続を行っていただきますようお願い
いたします。

記

1 制定する条例

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例

2 制定の理由

中部地区会館の会議室について庁舎に転用するため。

3 条例案

別紙のとおり

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する要綱

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例（昭和 5 9 年武蔵村山市条例第 1 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 2 中部地区会館の項を次のように改める。

中部地区会館	4 0 1 大集会室	1, 2 0 0	8 0 0	8 0 0	1, 2 0 0
	4 0 2 学習室 A	3 0 0	2 0 0	2 0 0	3 0 0
	4 0 2 学習室 B	3 0 0	2 0 0	2 0 0	3 0 0
	4 0 3 集会室	6 0 0	4 0 0	4 0 0	6 0 0
	4 0 4 休養室	9 0 0	6 0 0	6 0 0	9 0 0
	保育室	3 0 0	2 0 0	2 0 0	3 0 0

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例新旧対照表

改正案（新）

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例

昭和59年 2 月14日武蔵村山市条例第 1 号

第 1 条から第31条まで 略

別表第 1 略

別表第 2（第10条関係）

施設名		使用時間	午前	午後		夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後10時まで	
略	略	略	略	略	略	
中部地区会館	401大集会室	1,200	800	800	1,200	
	402学習室A	300	200	200	300	
	402学習室B	300	200	200	300	
	403集会室	600	400	400	600	
	404休養室	900	600	600	900	
	保育室	300	200	200	300	
略	略	略	略	略	略	

備考

1

2 以上の施設を同時に使用するときは、合算額とする。

2

2 以上の時間区分を使用するときは、合算額とする。

3

上記の使用時間以外は、使用を許可しないものとする。

別表第 3 略

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

現行（旧）

武蔵村山市立学習等供用施設設置条例

昭和59年 2 月14日武蔵村山市条例第 1 号

第 1 条から第31条まで 略

別表第 1 略

別表第 2（第10条関係）

施設名		使用時間	午前	午後		夜間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後10時まで	
略	略	略	略	略	略	
中部地区会館	401大集会室	1,200	800	800	1,200	
	402学習室A	300	200	200	300	
	402学習室B	300	200	200	300	
	403集会室	600	400	400	600	
	404休養室	900	600	600	900	
	405会議室	300	200	200	300	
	406会議室	300	200	200	300	
	407会議室	300	200	200	300	
	保育室	300	200	200	300	
略	略	略	略	略	略	

備考

1

2 以上の施設を同時に使用するときは、合算額とする。

2

2 以上の時間区分を使用するときは、合算額とする。

3

上記の使用時間以外は、使用を許可しないものとする。

別表第 3 略

議案第53号

武蔵村山市教育相談室事業運営規則の一部を改正する規則について

武蔵村山市教育相談室事業運営規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり教育委員会の議決を求めます。

令和6年12月20日

武蔵村山市教育委員会

教育長 池 谷 光 二

(提案理由)

教育相談室の相談員について規定を整備する必要があるので、本案を提出します。

武蔵村山市教育相談室事業運営規則の一部を改正する規則

武蔵村山市教育相談室事業運営規則（平成14年武蔵村山市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「事業を行うため、」を削り、「専任相談員」を「就学相談員」に改め、「スクールソーシャルワーカー」の次に「(以下これらを「相談員」という。)」を加え、同条第2項から第4項までを削る。

第5条中「専任相談員、教育特別相談員及びスクールソーシャルワーカー」を「相談員」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

武蔵村山市教育相談室事業運営規則新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
武蔵村山市教育相談室事業運営規則	武蔵村山市教育相談室事業運営規則
平成14年 3 月20日教委規則第 4 号	平成14年 3 月20日教委規則第 4 号
第 1 条から第 3 条まで 略	第 1 条から第 3 条まで 略
（相談員）	（相談員）
第 4 条 教育相談室に <u>就学相談員</u> 、教育特別相談員及びスクールソーシャルワーカー（以下これらを「相談員」という。）を置く。	第 4 条 <u>事業を行うため</u> 、教育相談室に <u>専任相談員</u> 、教育特別相談員及びスクールソーシャルワーカーを置く。
	<u>2 専任相談員は、教育相談業務について知識又は経験を有する者及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第 6 条第 1 項の規定により東京都教育委員会が任命した者のうちから教育委員会が任命する。</u>
	<u>3 教育特別相談員は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する者又はこれに準ずる者のうちから、教育委員会が任命する。</u>
	<u>4 スクールソーシャルワーカーは、社会福祉について専門的な知識及び技術を有する者のうちから、教育委員会が任命する。</u>
（任期）	（任期）
第 5 条 <u>相談員</u> の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。	第 5 条 <u>専任相談員、教育特別相談員及びスクールソーシャルワーカー</u> の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。
第 6 条から第 8 条まで 略	第 6 条から第 8 条まで 略
<u>附 則</u>	
<u>この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u>	

令和7年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に 基づく主要施策・主要事業（案）

武蔵村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画（令和4年2月策定）」で定めた「基本方針」に基づき、武蔵村山市の特性を生かして、令和7年度における主要施策・主要事業を総合的に推進する。

【基本方針1 生きる力を育む教育の推進】

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

また、これからの子供たちには、「何を学ぶか」だけでなく、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で資質・能力を育成するとともに、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが重要である。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進する。また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念等を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題まで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

【基本方針2 学校・家庭・地域の連携・協働の推進】

我が国と郷土の未来を切り拓く子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校、家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携・協働体制を強化することが求められる。

そのために、コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

【基本方針３ 教育の質の向上と教育環境の整備】

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育９年間を見通した教育活動の充実を図り、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

【基本方針４ 自己実現を目指す生涯学習の推進】

人生１００年時代の到来が予測される中、あらゆる場所における学習を通して市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

【基本方針５ 教育財産の有効活用の推進】

市が保有する財産を最大限活用するという観点から、教育財産についてもその活用を推進することが求められる。

そのために、特に学校施設は、様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

学 校 教 育

【まちづくり学習の推進】

「武蔵村山市第五次長期総合計画」に示された将来都市像の実現に向けて、まちづくりの視点を取り入れた学習を推進し、児童・生徒が市の発展や課題について自ら学び考え、問題解決に取り組む姿勢を培うとともに、地域の教育資源を活用し、子供たちの成長と学びを支える教育活動を推進します。

【D Xの推進】

G I G Aスクール構想に係る1人1台端末をはじめとしたI C T機器等を最大限活用し、効果的な学習及び利用の日常化を目指します。

クラウド活用による効果的・効率的な校務支援システムの安定稼働及び教育セキュリティポリシーに則った柔軟な運用を図り、教育データの分析・利活用や校務の効率化を積極的に推進します。

I C T支援員の活用を図り、デジタル技術の活用を含めた教職員研修を充実させることで、教育の質の向上に努めます。

【学校規模適正化の推進】

児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、市内の人口動向や児童・生徒数の実態、学校規模等を踏まえ、学校規模の適正化を推進します。

【計画的な学校施設・設備改修の推進】

「公共施設等総合管理計画」に基づき策定された「学校施設長寿命化計画」に沿って、適正な教育環境を維持・改善するため、児童・生徒の安全に考慮しながら、学校施設・設備改修の推進に努めます。また、引き続き学校施設の照明器具をL E D化することによる省電力化を図り、脱炭素社会の実現に貢献する取組を推進します。

【安全・安心な教育環境の整備】

防災食育センターの稼働に伴い食物アレルギー対応食（除去食）の提供開始に向けた準備を進めます。また、施設見学や食育の授業等を通じて教職員、児童・生徒及び保護者の食物アレルギーに対する知識・理解を深めるとともに、運用状況の定期的な評価と改善により、安全安心な学校給食の更なる充実を目指します。

東京都の補助金を活用した学校給食費無償化を継続し、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

【人権教育・道徳教育の推進】

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、子供たちが自分の権利について学び、思いやりの心を育み、あらゆる偏見や差別をなくすために、教育活動全体を通じて子供の権利に関する理解促進や人権教育・道徳教育を推進します。

【確かな学力の定着・体力の向上】

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能の習得と言語能力の向上を図るための指導を充実させ、学習意欲の向上及び学習規律の確立を図り、探究的な学びを目指します。

「東京都統一体力テスト体力調査」のデジタル化により体力向上策の検証・分析・改善を効率的に進め、数値的根拠に基づく取組を推進します。

【共生社会の実現に向けた教育の推進】

児童・生徒及びその家庭が抱える様々な課題に対する教育相談体制の充実に向けて、引き続き体制整備を推進するとともに、子供たち一人一人が自分のよさや可能性を認識し、多様性を受け入れ尊重し合いながら学べる機会の確保に努めます。

「第五次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な教育支援や発達支援が必要な子供一人一人に対し、連続性のある適切な指導と必要な支援が行われるようにするとともに、特別支援教室における指導の充実を図ります。

【小中一貫教育の推進】

義務教育9年間を通して、系統的・継続的な教育活動を全校で展開するため、目指す子供の姿を保護者・地域と共有し、コミュニティ・スクールの機能を生かした連携を一層推進し、地域とともに進める小中一貫教育の充実に努めます。

生涯学習

【生涯学習の推進】

「第五次生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習情報の提供や学習機会の充実を図り、「いつでも」「どこでも」「だれでも」自発的に学習活動や表現活動のできる環境づくりを推進します。

また、現行計画の計画期間が令和7年度をもって満了することから次期計画を策定します。

国の「こども大綱」の内容を勘案しながら子供たちが意見を表明しやすい環境づくりや子供の主体性を育む取組を推進します。

【家庭教育の支援】

家庭は教育の根本であることから、幅広い世代を対象として、基本的な生活習慣や生活能力、社会的マナーなどの重要性についての普及啓発活動に努めるとともに、地域全体で家庭の教育力の向上が支えられるよう、共に学び交流する視点から家庭教育講座を開催し、家庭教育を支援します。

【社会教育の充実】

地域住民等の協力により実施する学習支援の場である「地域未来塾」事業や、放課後に子供たちの安全で安心な居場所を確保するための「放課後子供教室」事業が、子供たちにとってよりよい「居場所」となるよう継続実施するとともに、「放課後児童対策パッケージ」に基づき、学童クラブとの連携を推進します。

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向けた体制整備について検討し、社会教育の充実による地域の教育力の向上を目指します。

【文化財の調査、保護・活用】

市内に残る文化財の保護や調査を実施し、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、歴史民俗資料館及び分館収蔵資料の展示・公開等を実施し、文化財保護思想の普及啓発を促進します。

【スポーツの推進】

「スポーツ都市宣言」の理念を踏まえ、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、賑わいと活力あるまちづくりを進め、市民の健康・体力づくりの推進に努めます。

「第二次スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ推進委員及び各地区のスポーツ協力員と連携しながら、地域の実情に応じたニーズの把握に努め、地域のスポーツの場づくりを促進します。

【図書館運営の充実】

「第四次子供読書活動推進計画」に基づき、広報活動による図書館の魅力向上及び読書活動に関する施策を充実させるとともに、電子書籍の充実や学校図書館との利用連携を進め、図書環境の充実を図ります。